

後期高齢者医療制度のお知らせ

① 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011(290)5601
 ②③市高齢者医療課 ☎(32)6414

①後期高齢者医療保険料について

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次の通り見直されました

平成26年度

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+ (24万5千円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+ (45万円×世帯の被保険者数)

平成27年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+ (26万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+ (47万円×世帯の被保険者数)

②後期高齢者医療保険料の納入通知書を郵送します

27年度分の納入通知書を、6月中旬に被保険者へ郵送しますので、納入期限までに納めてください

③「被保険者証と減額認定証」の簡易書留での送付を希望する方へ

8月1日から使用する被保険者証と減額認定証(該当者のみ)を、7月下旬までに被保険者へ送付します。簡易書留での送付を希望する方は申し込みが必要です

申込方法: 7月10日(金)までに直接またははがき、封書(必着)で「簡易書留希望」と明記し、住所、被保険者氏名(世帯に被保険者が複数いる場合は全員)、電話番号を記入し高齢者医療課へ郵送してください。※簡易書留郵便は受け取りの際に受領印が必要

☎青少年課 ☎(32)6759

対 高校生以下の子どもを持つ保護者、または教育に関心のある方 直接会場へ ※託児希望の方は前日までに各会場へ申し込みが必要

日 所 ●6月9日(火) 大成児童センター ●10日(水) 住吉児童センター ●11日(木) 錦岡児童センター ●12日(金) 沼ノ端児童センター ●16日(火) 日新児童センター ●17日(水) あさひ児童センター いずれも10時～11時30分

所 申 詳 6月1日(月)～30日(火)に直接または郵送(消印有効)で こども支援課 ☎(32)6416

日 7月4日(土) 13時～15時 所 市民活動センター

対 ひとり親家庭の保護者 ※無料託児あり(小学3年生まで 事前申し込み)

定 20人 申し込み順

申 6月25日(木)までに電話で母子家庭等就業・自立支援センター ☎0143(83)7047

詳 こども支援課 ☎(32)636

ア センター ☎(84)6481

話 番号を記入し ボランティア Eメールで 氏名、住所、電話番号を記入し

定 30人 申し込み順

申 6月8日(月)～7月3日(金)に直接または電話、ファクス、Eメールで

対 ボランティア、地域活動に興味関心のある16歳以上の方

所 市民活動センター

日 7月12日(日) 13時30分～15時30分

講 座 市民ボランティア

ボランテニアのい・ろ・はを教えます

詳 総合福祉課 ☎(32)6354 tomakomai-shakyo.or.jp

戦没者などの死亡当時の遺族に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます

請 求 期 間 平成30年4月2日まで

対 次の①～④の順番で1人

① 弔慰金の受給権者 ② 戦没者などの子 ③ 戦没者などとの生計関係を有していた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ④



春の家庭教育学習会

「子どもが健やかに育つための家庭教育の在り方」についての講演、懇談など

③以外で戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等以内の親族

※27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける方は除く

詳 総合福祉課 ☎(32)6354

広告